

観光バス事業者・旅行者に周知・要請した啓発文について

1 観光バスで京都市内にお越しになる際の留意点等について【別紙1(※1)】

平成29年9月、「観光バス路上混雑対策ネットワーク会議」から、特に東山エリアへの観光バスの集中に言及した上で、駐車場利用と混雑する時間帯を避けた旅程作成を促す啓発文を送付した。

※1 駐車場の情報等は、平成29年9月時点

・啓発文の送付先

（全国の観光バス事業者（北海道・東北地方・九州地方を除く。）、
日本バス協会加盟事業者、全国旅行業協会加盟事業者、
日本旅行業協会加盟事業者、中国の旅行者）

・観光バス路上混雑対策ネットワーク会議の構成団体

（一般社団法人京都府バス協会、一般社団法人日本旅行業協会、
一般社団法人全国旅行業協会、一般財団法人京都市都市整備公社、
近畿運輸局京都運輸支局、近畿地方整備局京都国道事務所、
京都府警察、タイムズ24京都支店、京都市

2 京都市内へ観光バスの乗り入れを予定されている事業者の皆様へ【別紙2(※2)】

令和元年度に、「観光バス路上混雑対策ネットワーク会議」で、場所により警察の取り締まり対象となることを記載し、駐車場利用と混雑する時間帯を避けた旅程作成を促す啓発文を配布し、構成団体を通じて事業者に送付した。

※2 駐車場の情報等は、令和元年10月時点

3 観光バスの乗客のマナーに関する啓発文【別紙3】

平成29年12月から平成30年1月にかけて、「観光バス路上混雑対策ネットワーク会議」から中連協（中華人民共和国訪日観光客受入旅行会社連絡協議会）、京都市内のランドオペレーター等に、乗客のマナー等に関する啓発文を送付した。